

宮崎県公報

令和5年8月7日(月曜日) 第 430 号

空 癷 行

囙 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

次 目

百

示

○保安林の指定予定・・・・・・・・・・・(自然環境課)1

○登録販売者試験の実施…………(薬務対策課) 1

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市

町村の意見(2件) …………………(商工政策課)2

○公共測量の実施の通知(10件) ………(管理課) 2

企業局企業管理規程

規程の一部を改正する企業管理規程・・・・・3

宮崎県告示第 584号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字赤松8718- $2 \times 8718 - 9$
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備 え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 585号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により 、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字川ノ口1381-
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備 え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 586号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により 、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日向市大字日知屋字天神ノ前 15854
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備 え置いて縦覧に供する。)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項の規定により、登 録販売者試験を次のとおり実施する。

令和5年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

試験の日時

令和5年12月10日(日曜日)午前10時30分から午後4時まで

2 試験の場所

宮崎市霧島1丁目1番地1

宮崎県公報

J A • A Z Mホール

- 3 受験願書の提出方法及び受付期間
- (1) 提出方法

持参によること。ただし、県外に居住し、かつ、県内に勤務 場所を有しない者にあっては、郵送によることができる。

(2) 受付期間

令和5年8月21日(月曜日)から9月1日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)。ただし郵送の場合は、書留によるものとし、9月1日付け の消印のあるものまで有効とする。

4 受験願書の配布場所

県保健所

5 その他

詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部薬務 対策課(電話0985 (26) 7060) に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アタックス小松店

宮崎市大字小松字八ヶ久保1391番10号 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行 う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 の変更

令和5年4月10日

3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年8月7日から令和5年9月7日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール宮崎

宮崎市新別府町船戸 750番1

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住 所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更 令和5年5月31日

3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年8月7日から令和5年9月7日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第1項の規定により、公共測量の実施について、都城市長から次のとおり通知があった。

令和5年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

2 作業地域

宮崎県都城市、鹿児島県曽於市

3 作業期間

令和5年6月28日から令和6年3月15日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県都城土 木事務所長から次のとおり通知があった。

令和5年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (空中写真測量)

2 作業地域

宮崎県都城市梅北町

3 作業期間

令和5年7月7日から令和5年12月12日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県 農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (路線測量)

2 作業地域

宮崎県小林市東方

3 作業期間

令和5年7月11日から令和6年3月31日まで

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第 14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県串間土 木事務所長から次のとおり通知があった。

令和5年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量(3級基準点測量、路線測量一式)

2 作業地域

宮崎県串間市都井

3 作業期間

令和5年6月30日から令和5年11月7日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第1項の規定により、公共測量の実施について、えびの市長から次のとおり通知があった。

令和5年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (道路計画)

2 作業地域

宮崎県えびの市大字東川北

3 作業期間

令和5年6月5日から令和5年9月25日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県 農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (用地測量)

2 作業地域

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田

3 作業期間

令和5年7月12日から令和5年9月14日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州防衛局長から次のとおり通知があった。

令和5年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (用地測量、基準点測量)

2 作業地域

宮崎県児湯郡新富町

3 作業期間

令和5年7月11日から令和5年9月1日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県児湯農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (境界測量)

2 作業地域

宮崎県児湯郡新富町大字新田、伊倉

3 作業期間

令和5年7月14日から令和5年12月19日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県北部港 湾事務所長から次のとおり通知があった。

令和5年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量(車載写真レーザ)

2 作業地域

宮崎県門川町大字尾末、門川町庵川西6丁目

3 作業期間

令和5年7月18日から令和5年9月30日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり通知があった。

令和5年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量(基準点測量、路線測量、TS等現地測量、用地測量

2 作業地域

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所

3 作業期間

令和5年7月6日から令和6年3月31日まで

企業局企業管理規程

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。 令和5年8月7日

宮崎県企業局長 井 手 義 哉

宮崎県企業局企業管理規程第4号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する企業管理規程

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年企業局企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

l	改正前	改正後			
ı	(定義)	(定義)			
l	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該			
ı	各号に定めるところによる。	各号に定めるところによる。			
ı	(1) 物品等 特例政令第2条第2号に規定する物品等をいう。	(1) 物品等 特例政令第2条第3号に規定する物品等をいう。			

宮崎県公報

- (2) 特定役務 特例政令<u>第2条第3号</u>に規定する特定役務をいう。
- (3) 調達契約 特例政令第2条第4号に規定する調達契約をいう。
- (4) 一連の調達契約 特例政令<u>第2条第5号</u>に規定する一連の 調達契約をいう。
- (5) [略]

(6) [略]

(7) 契約担当者 会計規程<u>第2条第5号</u>に規定する契約担当者 をいう。

(競争入札参加者の資格の公示等)

第3条 管理者は、会計規程第 108条第1項若しくは第 121条第1項本文に規定する一般競争入札若しくは指名競争入札に参加する者に必要な資格が定められた場合又は会計規程第 108条第2項若しくは第 121条第1項ただし書 (同条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定により一般競争入札若しくは指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、その資格を県公報により公示しなければならない。

2~5 [略]

(一般競争入札の公告)

第4条 [略]

- 2 [略]
 - (一般競争入札の公告事項)
- 第5条 前条第1項の規定による公告は、会計規程第 110条第1号 から第7号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項についても 行わなければならない。
 - (1) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの <u>1の契約</u>による調達後において調達が予定される物品等又は特 定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

(2)~(5) [略]

(指名競争入札の公示)

- (2) 特定役務 特例政令<u>第2条第4号</u>に規定する特定役務をい う。
- (3) 調達契約 特例政令<u>第2条第5号</u>に規定する調達契約をい う。
- (4) 一連の調達契約 特例政令<u>第2条第6号</u>に規定する一連の 調達契約をいう。
- (5) [略]
- (6) 商業上の物品又は役務 行政機関に係る目的以外の目的で 、一般に商業市場において行政機関以外の買手に販売され、又 は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入され る種類の物品又は役務をいう。

(7) [略]

(8) 契約担当者 会計規程<u>第2条第6号</u>に規定する契約担当者 をいう。

(競争入札参加者の資格の公示等)

第3条 管理者は、会計規程第 108条第1項若しくは第 121条第1 項本文に規定する一般競争入札若しくは指名競争入札に参加する 者に必要な資格が定められた場合又は会計規程第 108条第2項若 しくは第 121条第1項ただし書の規定により一般競争入札若しく は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合において 、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の 締結が見込まれる年度ごとに、その資格を県公報により公示しな ければならない。

2~5 [略]

(一般競争入札の公告)

第4条 [略]

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる条件のいずれかに 該当するときは、同項前段に規定する公告の期間を、5日にその 該当する条件の数を乗じて得た日数短縮することができる。ただ し、その期間を10日未満とすることはできない。
 - (1) 入札の公告を宮崎県行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する条例(平成16年宮崎県条例第47号)第3条第1項 に規定する電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」とい う。)を使用して行うこと。
 - (2) 入札説明書の配布を入札の公告の日から電子情報処理組織 を使用して行うこと。
 - (3) 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行うこと。
- 3 前2項の規定にかかわらず、商業上の物品又は役務を調達する場合において、入札の公告及び入札説明書を電子情報処理組織を使用して同時に公表するときは、第1項前段に規定する公告の期間を、13日前(入札書を電子情報処理組織により受領する場合にあっては10日前)までに短縮することができる。

<u>4</u> [略]

(一般競争入札の公告事項)

- 第5条 前条第1項の規定による公告は、会計規程第 110条第1号 から第7号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項についても 行わなければならない。
 - (1) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの 一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特 定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

(2)~(5) [略]

(指名競争入札の公示)

第6条 特定調達契約につき指名競争入札に付しようとするときは 第6条 特定調達契約につき指名競争入札に付しようとするときは 、第4条第1項の規定の例により公示しなければならない。

2 [略]

(指名競争入札の入札者への通知)

第7条 [略]

(入札説明書の記載事項)

第11条 特例政令第8条に規定する規程で定める事項は、次に掲げ|第11条 特例政令第8条に規定する規程で定める事項は、次に掲げ る事項とする。

(1)~(5) [略]

(6) 宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 条例(平成16年宮崎県条例第47号)第3条第1項に規定する電 子情報処理組織 (以下「電子情報処理組織」という。) を使用 して契約の手続を行う場合にあっては、当該電子情報処理組織 の使用に関する事項

(7) [略]

(7) [略]

附則

(施行期日)

1 この企業管理規程は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この企業管理規程による改正後の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の規定は、この企業管理規程の施行の日前におい て行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以降に締結されるものについては、適用しない。

、第4条第1項から第3項までの規定の例により公示しなければ ならない。

2 [略]

(指名競争入札の入札者への通知)

第7条 [略]

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の通知について準用す る。この場合において、同条第2項及び第3項中「公告」とある のは、「通知」と読み替えるものとする。

(入札説明書の記載事項)

る事項とする。

(6) 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合にあっ

 $(1)\sim(5)$ [略]

ては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

令和 5 年 8 月 7 日(月曜日) 第 430 号	宮	崎	県	公	報